

児童クラブ Q&A

Q1 児童クラブでは何をしてすごしているの？

外遊びや室内遊び、自主学習などをしてすごしています。

Q2 学校の宿題はどうしているの？

学習の時間を設けています。児童が自主的に宿題に取り組むように助言しています。学習の状況の確認・見直しはご家庭でお願いします。

(児童クラブ支援員は、学習指導をすることはしません。)

Q3 おやつの時間はあるの？

毎日「おやつ時間」を設けています。(おやつ代は口座振替にてお支払いとなります)

おやつ代の範囲内でおやつを用意しています。

Q4 持ち物は？

児童クラブに置いておくものや毎日持ってくるものがあります。入会決定後、各クラブの支援員より説明いたします。各自の持ち物には名前をつける等、お子さん自身で管理ができるようにご家庭で確認をお願いいたします。原則、市及び各児童クラブでは責任を負いかねますのでご了承くださいませよう重ねてお願いいたします。

Q5 自由に休めるの？

連絡をいただければいつ休んでも結構です。事前に保護者の方から児童クラブへ連絡をお願いします。一定期間(1か月以上)お休みする場合は、休会届の提出、もしくはオンライン申請をしてください。

Q6 児童クラブを一定期間お休みする場合(休会)や、やめる場合(退会)はどうするの？

オンライン申請か「休退会届」をご提出ください。休会する場合は、必ず当月の10日までに申請してください。退会する場合は、必ず翌月の10日までに申請してください。オンライン申請や休退会届のご提出がなかった場合、その月の利用がなくても保護者負担金が発生しますので、ご注意ください。なお、保護者負担金の日割計算はできませんので、ご了承ください。

⑦区分⑨・区分⑩の場合、7月の夏休みのみ休会、または8月の夏休みのみ休会及び12月の冬休みのみ休会、または1月の冬休みのみ休会となっても料金は満額かかります。

Q7 入会后、途中で利用時間や利用日を変更することはできるの？

利用内容の変更をする場合は、「オンライン申請」か「利用区分変更申請書」を必ず当月の10日までに提出してください。

Q8 急に具合が悪くなったり、けがをしたときは？

状況により保護者の方に連絡をし、お迎えに来ていただくことをお願いする場合があります。また、緊急時、支援員が病院に連れていく場合があります。

Q9 児童クラブで“けが”をした時の保険はあるの？

児童クラブに入会している全ての児童は、傷害保険に加入していただきます。(保険料は保護者負担で口座振替となります。)

Q10 土曜日に預けることはできるの？

土曜日は、2か所で学童を開設します。小川地区の児童クラブを利用する方は、小川北義務教育学校放課後児童クラブをご利用ください。美野里地区の児童クラブを利用する方は、羽鳥小学校放課後児童クラブをご利用ください。

Q11 土曜日や長期休業中に早く預けることはできるの？

通常土曜日の開所時間は、8:00です。長期休業中のみ(夏休み・冬休み・春休み)、月曜日から土曜日までの開所時間は7:30となります。利用には事前申込みが必要です。

Q12 保護者以外の者がお迎えに行くことはできるの？

原則、保護者が送迎を行うこととなります。あらかじめ事前に「利用児童の送迎に伴う誓約書」を提出していただき、同居の父母祖父母、児童の兄または姉など入会時に迎えに来る人として登録されている方はお迎えを行うことができます。

Q13 給食のない日の昼食はどうするの？

学校休業日等の給食がない日は、お弁当をご持参ください。

Q14 見学はできるの？

事前に連絡の上、お越しください。

Q15 入会決定後のキャンセルはできるの？

できます。わかり次第こども課へご連絡ください。

Q16 民間の放課後児童クラブを利用したいのですが？

直接、民間の放課後児童クラブにお申込みください。

Q17 児童クラブから習い事に行くことは可能ですか？

原則、保護者が送迎を行うこととなります。やむを得ず保護者が送迎できない場合、代理人をたてての移動または児童のみでの習い事・塾への移動をする際は必ず「習い事・塾の利用に関する誓約書」を提出し、保護者の責任にて利用してください。詳細はこども課へお問い合わせください。

Q18 お迎えが、利用時間帯より遅れてしまう場合は？

児童クラブまで必ず連絡してください。

放課後児童クラブ利用についての問い合わせ

小美玉市こども未来部こども課育成係 TEL0299-48-1111内線 3242,3243